

# 定 款

令和4年6月15日 改訂

未来工業株式会社

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第 1 条 当会社は、未来工業株式会社と称し、英文では、MIRAI INDUSTRY CO.,LTD.と表示する。

### (目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 合成樹脂及び合成樹脂製品関連事業
- (2) 電気・通信・精密機械器具関連事業
- (3) 一般機械器具関連事業
- (4) 金属製品・加工関連事業
- (5) 情報通信サービス関連事業
- (6) 建設・工事関連事業
- (7) 運輸サービス関連事業
- (8) エネルギー関連事業
- (9) 不動産関連事業
- (10) 前各号に付帯関連する一切の業務及びこれに対する投資

### (本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を岐阜県安八郡輪之内町に置く。

### (機関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### (公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、100,000,000 株とする。

### (単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 20 日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 当会社の株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2. 取締役社長に差し支えある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 15 条 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 当会社の株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(取締役の員数)

- 第17条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は9名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は4名以内とする。

(取締役の選任)

- 第18条 当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2. 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第19条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
  4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第20条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2. 当会社の取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第21条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議

長となる。

2. 当会社の取締役社長に差し支えある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 24 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 25 条 当会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 26 条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 28 条 当会社の監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 29 条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 5 章 計 算

### (事業年度)

第 30 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 21 日から翌年 3 月 20 日までの 1 年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第 31 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

### (剰余金の配当の基準日)

第 32 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 20 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 20 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間)

第 33 条 当会社の配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払の配当金には、利息をつけない。

### 附則

#### (社外監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 第 50 期定期株主総会終結前の社外監査役の行為に関する損害賠償を限定する契約については、なお同定期株主総会の決議による変更前の定款第 34 条の定めに従い、当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

以 上